

会 議 録

附属機関の名称		平成19年度 第3回 豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		清掃環境部計画管理課
開催日時		平成20年1月22日（火） 午後2時～午後3時59分
開催場所		豊島清掃工場3階 3B会議室
出席者	委員	松波淳也、山田正人、田中信夫、藤居秀三、戸部昇、遠竹よしこ、永野裕子、高橋佳代子、渡辺くみ子、高埜秀典、中村丈一、春田稔、鷺崎智恵子、藤井壽、吉倉英子、庄司佳子、天野義憲、辻陽子、齋藤賢司、篠靖夫（敬称略）
	その他	
	幹事	加藤計画管理課長、椎名エコライフ課長、佐藤豊島清掃事務所長
	事務局	計画管理課東山管理係長、櫻井計画調整係長、菊池資源リサイクル係長、伏見循環型社会推進担当係長、エコライフ課茅山エコライフ推進係長、千葉街の美化推進係長
公開の可否		公開 傍聴人数 2人
非公開・一部非公開の場合は、その理由		
会議次第		<p>1 議事</p> <p style="padding-left: 40px;">主要な項目の整理について</p> <p style="padding-left: 40px;">審議会における検討スケジュールについて</p> <p style="padding-left: 40px;">3Rの取り組みについて</p>

(午後2時00分開会)

計画管理課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、これより始めさせていただきます。

松波会長、お願いします。

会長 皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成19年度第3回豊島区リサイクル・清掃審議会を開会させていただきます。

事務局より、本日の出欠について、ご報告をお願いいたします。

計画管理課長 では、改めまして、皆さん、こんにちは。本日は年が改まりましての最初の審議会でございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の出欠の状況でございます。小祝委員、根本委員、山本委員、平井委員、この4名の方から欠席のご連絡をいただいております。出席の委員が20名でございますので、定足数を満たしております。

以上でございます。

会長 続きまして、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

計画管理課長 2名の方が傍聴を希望していらっしゃいます。

会長 それでは、傍聴希望者の入室をお願いします。

(傍聴者入場)

会長 それでは、議事次第に沿いまして、本日の議事を進行してまいりたいと思います。

前回は、清掃・リサイクル事業の現状と課題について、審議していただきました。主要な項目について、前回の議論に即しまして事務局の方でまとめてもらいました。

今回は主要項目のうち、3Rの取り組みについて、特に審議を行いたいと思います。

議事進行としては、(1)主要な項目の整理、(2)審議会における検討スケジュール、(3)3Rの取り組みについて、という議事次第に従って資料の説明を事務局の方からお願いいたします。

計画管理課長 それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。

その前に資料の確認でございますが、今回6種類の資料を用意させていただいております。資料の第3-1号から第3-6号まででございます。まず、3-1号ですが、主要な項目の整理、それから、資料の第3-2ですが、審議会における検討スケジュール、3-3ですが、3Rの取り組みについてというものです。それから、3-4については、色刷りの大きな資料ですが、容器包装リサイクル法の概要となっております。それから、3-5でございますが、廃プラスチックサーマルリサイクルの試行モデルの実施状況。3-6が参考資料ということになりますが、そろっていますでしょうか。

それでは、順次説明をさせていただきたいと思います。

資料の第3-1号をお取り出しさせていただきたいと思います。

前回、それぞれの主要な項目について、現状と課題について整理をお願いいたしました。その際、出てきた意見を踏まえまして、事務局の方で整理をさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、3Rの取り組みについてでございますけれども、課題のところには黒い四角が頭に入っているもの2点、環境学習の充実、普及・啓発の推進、この2点を加えさせていただいております。

それから、4ページでございます。事業系ごみ対策についてでございますが、こちらの方も課題について新たに3点加えさせていただいております。

それから、5ページでございますけれども、家庭ごみについては、1点、各家庭での減量対策の推進について、こういう項目をつけ加えさせていただきました。

以上の点を整理させていただいております。

次に、検討スケジュールでございます。資料の第3-2、今回は第3回でございます。先ほど、会長も触れておりましたけれども、3Rの取り組みについて、容リプラとその他の3R事業等についてご審議をいただきたいと思っております。

次に、資料の第3-3でございます。3Rの取り組みについて。こちらについては、これに基づきまして、本日ご議論をいただくことになろうかと思っております。後ほど、これについては最後にご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、資料第3-4号については、容器包装リサイクルの関係について、ちょっと資料を作成させていただいております。色刷りのものでございます。これにつきましては、ちょっと膨大になりますので、必要な事項を拾い読みするような形で参考にさせていただければと思っております。

まず1枚目ですが、容器包装リサイクル法の概要について掲載をしております。おめくりいただきまして、2ページに行きますと、プラスチック全体のリサイクルについて現状を書かせていただいております。それから、3枚目、4枚目ですがプラスチック容器包装のリサイクルについて述べさせていただいております。3-1には、区の独自処理と法が予定しております指定法人ルートとの比較。それから、右側の3-2については、指定法人ルートのシステムの検証ということで、それぞれの論点について書かせていただいております。裏面の方に行きますと、コストの予測あるいは環境負荷の点等を書かせていただいております。こちらはちょっと必要に応じてごらんいただければと思っております。

それから、資料の3-5でございます。廃プラスチックサーマルリサイクル（新資源回収事業）の試行モデルの実施状況。こちらは試行モデル、昨年7月から9月にかけて駒込一丁目と目白五丁目です約3,300世帯で実施をしました。結果のところをざっとごらんいただければと思っておりますが、ごみ収集量総量の動向ですけれども、全体としては約8%減少しておりますが、内訳としまして、燃やすごみが10%増、それから、金属・陶器・ガラスごみ、従前の不燃ごみに相当するものですが、こちらの方が

77.4%の減と大きく減少しております。

それから、資源回収量ですが、従前の週1回の資源回収から週2回に回数を倍増したものでございますけれども、資源総量として43.8%の増加ということになっております。

ちょっとおめくりいただきまして、4ページをごらんいただけますか。こちらの方はその対象地域で区民の方にアンケート調査をしております。その結果でございます。発送数500通で、回答率が51.8%の回答をいただいております。そのまとめが右側で、後ほどごらんいただければと思うのですが、後ほどちょっと引用してくる部分についてだけ触れさせていただきます。

9ページをごらんいただければと思います。9ページに、今後の区の資源回収について、一番最後に聞いております。今後の区の資源回収品目の展開ということで、複数回答をお願いしておりましたけれども、冒頭に「品目を更に増やして充実する方がよい」ということが11.5%の方にご回答いただいております。その下に、「品目を増やすとわかりにくくなるので、現行を徹底する方がよい」というのが70.9%、「保管場所が少ないので、これ以上増やさない方がよい」というのが25.8%、こういう回答をいただいております。

それから、10ページ以下については、アンケートの用紙を掲載しておきました。

それから、15ページから16ページについては、このモデル実施地域でのごみの組成が、実施前と実施後でどういうふうに変わってきたかということグラフにあらわしております。

それから、一番最後になりますが、資料の第3-6号でございます。参考資料ということでございますけれども、これは前回、審議の過程の中でご要望いただいた資料をこちらに用意をさせていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、前に戻りまして、資料の第3-3、本日の議論の対象になります「3Rの取り組みについて」でございます。こちらの方を出していただきたいと思っております。

ちょっと座らせて説明させていただきます。

1枚おめくりいただきます。まず、2ページに内容を目次がわりに書いてあります。

それでは、まず3ページ、これはまずプラスチック製の容器包装のリサイクルに関して冒頭に述べさせていただき、後ほどその他の3Rについて述べさせていただき、そういう流れになっております。

まず、3ページでございます。豊島区のリサイクルの現状です。区で収集している項目については左側に載っております。そのうちプラスチックはペットボトル、トレイ、ボトルタイプのプラスチックになっております。こちらの方につきましては、豊島区が独自の処理ルートを開拓いたしまして、そちらの方で資源化をしています。現在週1回、回収しておりますが、来年10月からは週2回で、全品目を毎週回収するという形になります。

右側のプラスチックリサイクルの現状で、区で資源回収をしているプラスチックは、ペットボトル、トレー、ボトルタイプのプラスチック容器でございます。この3種類です。それから、区の資源回収は、コンテナ等回収容器の設置、収集運搬、それから、資源化まで、一括して委託をしております。この区で資源回収をしているプラスチックにつきましては、マテリアルリサイクルをしているということでございます。

それから、ちょっと図の方は下の方に移っていただきまして、その他、上記以外の容器包装プラスチック、容リプラ以外のプラスチックにつきましては、現在、資源回収の対象外ということで、不燃ごみとして出されておりますけれども、廃プラスチック実施方針に基づきまして、来年の10月からサーマルリサイクルという処理に移行する予定にしております。

次に、4ページでございます。豊島区の独自処理ルートと、それから、容器包装リサイクル法に基づいた指定法人ルート、自治体が独自処理ルートか、指定法人ルートか、どちらかをとっているわけですが、豊島区には現在のところ独自処理ルートでリサイクルをしています。まず、容器包装の製造・利用する事業者を特定事業者と呼んでおりますけれども、こちらが商品提供を通じて消費者に流れ、消費者が分別排出をして、それを受けて区市町村が、この場合、豊島区ですけれども、豊島区が収集をしていると。収集したものについては、その再商品化の事業者には委託をいたしまして、引き渡し、そこで商品化をして商品の利用事業者において販売をしているという流れでございます。

右側の指定法人ルート、これは法に基づく流れでございますけれども、特定事業者から商品提供、消費者が分別排出する、区が収集すると、ここまでは同じでございます。その後の処理がちょっと違ってくるということでございます。

まず、特定事業者は、商品の提供とあわせて指定法人日本容器包装リサイクル協会というところが指定法人になっておりますが、こちらにリサイクルするための再商品化と言っておりますけれども、そういう再商品化するための費用の支払いを行います。区市町村は、その指定法人との引取契約を結びまして、指定保管施設を設けて圧縮・梱包・保管まで区市町村が行うということになります。再商品化の事業者は、その指定法人に登録をいたしまして、入札を行って、最低の費用でリサイクルする業者に落札されることとなります。その落札された業者に対して協会からリサイクル費用、再商品化するための費用を支払うと。落札した業者に区の方からは引き渡しを行います。それで、再商品化事業者のところでは再商品化をして、再商品利用事業者に販売をするという流れになっております。

容リプラ回収における課題と方向性ということで、課題につきましては、前回、整理していただきました課題それぞれについて、ここでは具体的な中身をもう少しみ砕いて書かせていただいております。それから、方向性については、私どもの方で、いわゆるたたき台ということで案を提示させていただいております。

まず、課題ですが、平成20年以降、新資源回収事業の実施によりまして、週1回から週2回の回収に倍増した、こういった事業を新資源回収事業と言っておりますけれども、この実施によりまして資源回収の徹底を図るという点がございます。これには定着するために1～2年かかるのではないかと見込んでいるところでございます。

それから、先ほども申しましたモデル事業のアンケートにおきまして、「品目を増やすとわかりにくくなるので、現行を徹底する方が良い」という70%以上を占めている意見がございます。

それから、容リプラを回収する場合、区民のさらなる協力、分別だけではなくて、これはちょっと後ほど言いますけれども、ある程度の品質を保持しなくちゃいけないということになりますので、ちょっと洗浄等の、今以上の協力が必要になってきます。

指定法人ルートに変更した場合、指定保管施設、圧縮・梱包・保管まで、区の責任になりますので、保管しておく場所を確保しなければならない。しかしながら、これは大きな資料にも書いてありますけれども、用途地域で言えば、準工業地域あるいは工業地域と、そういったところに実質上限定されるというようなことから、区内にその場所を確保するのが非常に厳しいという状況でございます。したがって、今後についてはほかの自治体との連携で、ある程度、広域的な処理ということについても検討する必要があると考えております。

今後、この指定法人ルートになった場合、汚れあるいは異物の混入等により指定法人に引き取り拒否される場合がある。必ずしも集めたからそれで引き取るということではありまして、一定の圧縮・梱包した、ベールと言っておりますが、そのベールの状況に応じてはA、B、Dのランクがついて、Cというのはないのですが、Dランクをつけられますと、それは引き取り拒否される場合がございます。

それから、容リプラを回収する場合、経費の大幅な増加というものが当然見込まれてきます。容リプラ回収の導入によりまして、環境負荷という点についても改めて検証する必要があるというところが課題として整理させていただいております。

今後の方向性につきましては、容リプラの資源回収については、資源循環型社会の実現に向け、上記の課題を整理した上で実施すべきであるという結論にしております。これは一般廃棄物処理基本計画、15年の計画でございますので、大体5年程度の区切りで短期的な対応、中期的な対応、長期的な対応ということで、3段階に分けさせていただいておりますが、短期的な対応では、平成20年度に区内全域実施の新資源回収事業を徹底していく。それから、中期的な対応では、指定法人ルートへの移行のために必要な環境、特に指定保管施設、お金の問題もございまして、そういったことの条件整備を整えて、容リプラ回収を導入する。長期的な対応では、容リプラ回収の定着を図っていくという内容でございます。

6ページでございます。ペットボトルの店頭回収について、6ページ、7ページに述べさせていただいております。これは、前にもお示しした資料でございます。ペット

ボトルの店頭回収の取り扱い店舗数と回収量の推移ということで、取り扱い店舗数自体はやや増加の傾向がございますけれども、回収量については、18年度だけでございますが、ピーク時から引き下がっているということ。

それから、ペットボトルの店頭回収の課題と方向性の（案）でございますが、回収量が減少している。それから、平成20年10月から区内全域で新資源回収事業を週2回実施します。うちペットボトル回収は週1回でございますけれども、こういった資源回収事業の充実を図っていくということが一方にあり、他方に、事業者は事業者としての自己処理責任等の観点から、区による処理の見直しが必要であると考えております。区における経費負担は、平成18年度、約2,000万円でございます。

方向性の案でございますが、新資源回収事業による実施を踏まえ、区によるペットボトルの店頭回収を廃止するという方向性でございます。

8ページです。リデュース・リユースの関係でございます。リデュース・リユースの普及・啓発、現時点でやっている事業を掲載させていただいております。8事業になっております。

それから、平成19年度の新規事業として、リデュース・リユース関係で3事業、使い捨て容器利用抑制推進事業、リユースカップ、食器ですね、できるだけこれを貸与するような形で使い捨て食器の削減を図っていくこと。それから、商店街容器包装利用抑制推進事業、これは商店街等と連携をいたしまして、できるだけレジ袋の削減を図っていくことというような取り組みでございます。それから、生ごみ処理機活用支援事業、それから、啓発といたしまして、エコライフ情報誌の発行事業がございます。

それから、10ページでございますが、事業者・生産者のリデュースということで、ここでは拡大生産者責任という考え方が基本になっていきますけれども、この考え方は生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うというような考え方でございます。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担するというところでございます。

法制度としましては、循環型社会形成推進基本法というものが基本にありまして、それから、廃棄物処理法、資源有効利用促進法というものもありませんが、個別具体的なリサイクル法として容器包装リサイクル法以下、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、そういったものが具体的に制度化されております。

リデュース・リユース事業の課題と方向性の案でございます。課題は普及・啓発は実施しているものの、ごみ量は微減にとどまっている。リデュース・リユースを促進するためには、継続的に普及・啓発を行っていく必要がある。より充実した環境学習への取り組みが必要である。それから、各家庭・事業所における、ごみの発生抑制・減量努力が必要であるということで整理をさせていただいておりますが、方向性の案でございます。より効果的な普及・啓発事業等の実施により、リデュース・リユースが定着した地域の実現を目指すということで、こちらの方も短期的から長期的の3段階

に分けさせていただいております。

まず、短期的な対応としましては、普及・啓発事業の実施とともに、先ほど新規事業で挙げました使い捨て容器利用抑制推進事業、商店街容器包装利用抑制推進事業等による発生抑制の取り組みを推進していく。中期的な対応としましては、環境学習の視点からのリデュース・リユースに取り組むとともに、家庭・事業者など、それぞれの特性に応じた普及・啓発事業を実施する。長期的な対応としましては、普及・啓発の充実を図って、区民・事業者・区の三者による発生抑制のシステムを検討していくという中身でございます。

最後になります集団回収のところでございますが、集団回収の品目別の回収量の推移が載っております。左が年度になっておりまして、団体数というのは集団回収の実施の登録団体数でございます。年次を追うごとにやや減ってきています。それから、資源回収の項目ごとに実績を、これはキログラムですけれども、載せていただきました。合計欄をごらんいただければと思います。かなり急激に減っているとか、そういうことではございませんけれども、やや減少傾向にあるのかなという数字でございます。

集団回収の課題と方向性の（案）でございます。課題につきましては、登録団体数及び回収量がやや減少傾向にある。それから、担い手、集団回収を実際に行っていた方が固定化しているため、新たな担い手の確保が困難になっている。今まで、この集団回収の人は町会、自治会が中心になっておりますけれども、マンションへの集団回収の対応等が必要であります。それから、これまでの仕組みによらない新たな仕組み、参加しやすい仕組みづくりが必要になっているということが課題でございます。

方向性の（案）でございますが、地域の変化に対応しつつ、事業の継続・拡大を図っていくということで、短期的な対応といたしましては、マンションを対象とした事業を実施する。それから、新資源回収の事業を来年10月から本格的に実施されれば、集団回収にどのような影響を及ぼしていくのか、そういったことを精査する必要がある。中期的な対応でございますけれども、多くの区民が活動しやすい仕組みづくり、小グループによる集団回収なども検討をする必要がある。それから、長期的な対応につきましては、町会、マンション、小グループが主体となった事業として充実、継続をしていくという中身でございます。

今後の3Rの取り組みの方向性の全体のまとめを、14ページに掲載しております。こちらの方は先ほど言ったものを改めて再度掲載をしております。まとめとして、こちらの方をご利用いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から今回の資料の全体に関する説明をしていただきました。今回審議の中心は、3Rの取り組みについてということですので、資料の3-3が中心になります。その中で大きく分けると、プラスチック容器のリサイクルとその他3R事業の対応ということになりますので、この2点を中心に議

論していただきたいと思います。

まず資料の3 - 3の流れに即しまして、審議していただいて、その際、補足資料として3 - 4の詳細な資料を、適宜参照していただきたいと思っております。

では、早速審議に入りたいと思いますが、審議終了は何時ぐらいを予定されているでしょうか。

計画管理課長 最後にまとめと、それから連絡事項、そういったものを含んで4時までに終了いただければと思います。それから、本日、会場の都合で工場の会議室を利用させていただいておりますが、席上にそれぞれのところにマイクがございません。発言されるときは大変恐縮でございますけれども、挙手いただければ職員がマイクを持って上がりますので、よろしく願いいたします。

会長 わかりました。それでは、本日は4時終了を目安に「3Rの取り組み」について、各案件の課題と今後の方向性について整理していただきたいと思います。

早速ですけれども、資料3 - 3の3ページですが、まず、豊島区のリサイクルの現状について理解を共通化していく必要があると思います。そして、現状の次に4ページ目の独自処理ルートと指定法人ルートの比較でございますが、ここでは豊島区の現状を紹介している部分かと思います。この3ページ、4ページに関しての区の現状につきまして、何か質問がございましたらお願いいたします。

それでは、議論を進める中で、より明らかになるとと思いますので、続いて5ページに移ります。中心となりますのは、今回の審議については課題と方向性という点を中心に、十分に議論していただきたいと思います。特に5ページの容リプラ回収における課題と方向性(案)の部分については、今回の議論の大きなポイントになると思います。今後、豊島区がどのような形で容リプラに対応していくのかという、重要な件でございますので、十分審議をお願いしたいと思います。

この資料の構成として、事務局から説明がありましたように、まず課題のところ、現状における課題を、事務局の方で整理していただきましたけれども、容リプラ回収を実施する場合、様々な検討すべき課題がございます。その上で方向性としての案が事務局の方で、短期、中期、長期という形で整理されております。これでは不十分な面、あるいは別の側面から課題としてこれはどうかということもあると思いますので、そういったさまざまな立場から議論をいただきたいと思います。なお、ほかの審議事項もございますので、一応審議時間として、今から40分ほどとし、3時10分ぐらいをめでこの案件について審議をいただきたいと思います。何かこの5ページにつきまして、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

委員 質問ですが、5ページの上から四つ目の指定法人ルートに変更した場合、指定保管施設が必要になるが、区内に確保するのは難しいということで、他自治体との連携を検討する必要があるとなっておりますが、例えばこれを進めていくときに、どの自治体が想定されて、調整などはされているのかどうかということが1点。

もう1つは、その次の項目ですが、汚れや異物混入等により、指定法人に引き取り拒否される場合があるとなっていますが、これは独自ルートでも同じことだと思いません。現状で、もしそのような状況があるのだとしたら、本当にリサイクルされているかということが懸念されると思います。以上2点について、お伺いしたいと思います。

計画管理課長 2点ご質問いただきました。まず、他自治体との連携等を検討する必要があるということです。まだ、これは候補としまして、どこでもいいというわけにはいかない、収集運搬の距離で相当経費も変わってきますので、近接自治体で、なおかつ豊島区には今の現段階ではそんな予定する場所というのは、ちょっと確保するのは困難ですので、一定のそういった場所をお持ちのところ、今のところ具体的に申し上げるのはちょっと差し控えさせていただきますけれども、隣接自治体で、なおかつ清掃関係の施設を持って、今後それが、将来的には別の目的で使えるようなところをお持ちのところ有力な候補になってくるかと思っております。それで、今の段階で具体的に話を持ちかけて下打ち合わせをしているという段階ではございません。

それから、2点目ですが、指定法人ルートになったら、状況によったら引き取り拒否されるところは現在も同じじゃないかということなんですけれども、現在のところは委託の段階で洗浄等もお願いしております、状況によっては私も集積所の収集の改善をしなくちゃいけないんですけれども、今のところ戻されるというようなことはありません。そういう意味では受託業者にご苦労いただいているのかもしれませんが、そういった洗浄も含めて、今のところ委託をしております。

委員 それでは、その洗浄の手間代なども処理コストに乗っかってきているのではないかと思います。それだけ別にといいことはないと思いますが、状況を見て、もう少し区民の方に「洗浄等をお願いします」ということを徹底する必要があるような状況なのかどうかということはいかがでしょうか。

計画管理課長 すみません、ちょっと聞き取れなかったものですから、もう一度お願いします。

委員 洗浄しているということなので、仮に汚れていても、今の段階では対応できるということですが、ちゃんと洗浄されていれば、そういう手間もなく、なお良い状態になると思います。洗浄だけにプラスの手数料がされるとは思いませんが、現状として、集めているものの状態というのはどうなのでしょう。

計画管理課長 状態としては、必ずしもいい状態ではない。もともと、これは豊島区がかなり他区に先行して実施しております、かなり分別の品目を増やしたものですから、余り条件をうるさく言わないでやってきておりました。例えばキャップを取るとか、それから、当然カバーがかかっておりますので、それを外してつぶしてから出すとか、そういうところまでは当初から出発しておりませんので、そういう点からすると、必ずしも今の状況がいいという状況ではないと思っております。

ただ、今後、指定法人ルートになりますと、先ほど言ったベールの圧縮したときの状況によってランクづけされて、場合によっては引き取り拒否というようなこともありますので、さらなる、どの程度まで協力いただけるかによりますけれども、協力を求める形になろうかと思っております。

会長 現状でも汚れ、異物混入等があり、その場合コストが反映されているのではないかというご指摘がありました。そういった状況も含めて、実際、容リプラもお扱いになっております業者さんでございます、　　さんや　　さんの方から特にご意見いただきたいのですが、何かそういった情報がございましたらお願いします。

委員　　さんのことも少し話していいですか。　　さんの方は、容リプラの方はもう先行してかなりの量を他区の分もやっております。この容リプラについてですが、先ほどの課長さんの説明ですと、どれを指しているのかよくわかりません。ペットボトルを指しているのか、もしペットボトルであれば豊島区は大量に回収していますが、ただ、これはまだ手をつけていない部分というものもあるわけですね。その問題なんじゃないかなというふうに私はとっています。それに対しては、実は私どもほかの区から依頼されていまして、今工場を建設中でございます。4月に立ち上がりませけれども、そこでもともとある工場とあわせて、徐々にお手伝いしようというような状況です。

それに対する先ほどの洗浄の問題として、通常お見かけするプラスチック、要するに、包装部分の方が多いと思いますが、それに関しては特に洗浄するということはできませんので、前もって出す側の方がある程度、選別していただく。その中には一般的な容器ですとか、様々なものが入りますので、それを粉碎・破砕して仕分けを行い不要なものは取り除きます。それ以外のものは圧縮して、先ほどのベールにするわけです。これは都内で幾つか、もう既に　　さんも含めてやっておりますし、こちらにも書かれています。下町の方の区は習志野に運んでいるところもありますので、これを言っているのかなというふうに思います。

そうすると、確かにここに書いてある課題というのはすべてひっかかる問題で、区としての負担、その他の問題も含めまして容易なことではない。ただ、やっぱり法律といいますが、他区の状況を見ながら、この20年度が一つのスタートラインになっているようで、秋口になりますが、ある程度一斉に、各区がわずかずつでも実施していくという状況ではないかなと思います。ただし一般的に言われるボトルとかとは、また違うものなのだと思います。

計画管理課長 私の説明がちょっと不十分だったと思います。それで、今、ご指摘いただきましたけれども、私の方の問題は、一つは独自ルートでやっているもの、先ほど言いましたペットボトル、トレー等、それから、ボトルタイプの容器なんですけれども、ペットボトルとかそういったものについても今独自の処理ルートになっているんですが、今後それを指定法人ルートに乗せるかどうかという問題が一つあります。

それから、もう一つは、今おっしゃった、一般に問題になっておりますその他プラ、一切合財入ってベールにして固めて、それでやるというような、その他のものについて対象品目を広げて指定法人ルートに乗ってリサイクルするかどうかという、この二つの段階が問題がございます。今、独自処理ルートというのは、先ほど言いましたペットボトルを中心として、そういったものに品目が限定されておりますので、それを現在のものを指定法人ルートに乗せるかどうかという問題と、もう一つは、新たに品目を増やして指定法人ルートでリサイクルしていくかどうかと、そういう二つの問題がございます。

委員 先ほど、汚れているものとか異物についてですが、そういう混入物についてのご質問がありましたが、現状として、豊島区さんのトレイをやっている場合には、さほどどうしようもないよというようなことはまずないですね。そこそこ皆さん手を入れて出していると思います。

それとは別に、他区さんからのいわゆるその他プラという形で包装材、ボトル、トレイなどの混合したものが入ってきていますが、大体、入荷量の20%が該当しないものが入ってきています。20%のうち10%がペットボトル、それから、缶、そういうものです。その10%を引きますと残りの10%が異物というものになります。汚れのひどいもの、それから、生ごみが入っていたりとか、また、プラスチックだから何でもいいやというようなことで、パソコンのボードやおもちゃ、ビデオテープなどといったものが入ってきます。そのため、缶ですとか、瓶ですとか、ペットボトルというのは、その中から改めて取り除いて、資源の方へ分別してはいますが、それ以外のものが困ってしまう内容物で、なかなかこの10%を減らすというのは大変です。

これは周知徹底していくことによって減っていくと思いますが、市町村により異なると思います。例えば、隣の鳩ヶ谷市ですと人口8万人ぐらいですが、非常に分別の精度がよくなってきます。周知徹底されているということではないかと思えます。できればそのように周知徹底して、できる限り手間のかからないようなものを選別・圧縮するということが望ましいと思います。

最終的には全部人手で分けているのが現状です。風の力で飛ばしてみたりとかも試みましたが、最終的には人手による作業です。ですから、特に繁華街のような所からの搬入の場合、ありとあらゆるものが入ってきてしまいます。例えば靴が入っていたり、まくらが入っていたりというような状況になります。そのためにも、周知徹底によっては、それなりのコストでできるというふうに思います。ちなみに、現在各区でこの容リプラの選別・圧縮というと、約70円前後かかっています。大体、発生量が人口掛ける1.5ぐらいで1カ月の発生量が出ますから、結構な費用がかかってくるというふうに思います。

以上でございます。

委員 ちょっとお尋ねしたいのですが、この容器包装リサイクル法はたしか97年の4月に立ち上がったはずですが、そのときの条文の中に、容器包装を利用する企業などがその排出量に応じて費用を負担するという項目があるはずですが、その払われた費用というのは、例えば区の回収費用などには一部補てんされているのでしょうか。

計画管理課長 ちょっと4ページの図を再度ごらんいただければと思います。ここで今おっしゃっているのは、右肩のところに特定事業者と、それから、指定法人にリサイクル費用、これは一定の処理をするための予定価格に応じて支払いをしております。最終的に自治体に回ってくるのが拠出金と言われて、これが来年度、平成20年度から開始するんですが、この、先ほど入札を行います最低価格で再商品化するというような業者に落札されるんですけども、最終的にその差額分の2分の1をここに乘っている地方自治体に拠出金として提供するという制度になっております。したがって、実際のところは、かなり自治体の数も多うございますので、大体100万単位でしか戻ってこないのではないかとこのところでございます。

委員 わかりました。

委員 新資源回収モデル事業が今の品目を増やさない方がいいという回答が70%と非常に多い。今またいろいろと言われているのが、いわゆる貴金属みたいなものを回収するために、携帯電話などまで回収の対象になってきているということを見ると、必ずしもこれですと増やさないでいいというわけにはいかないと思います。やはり人間というのは慣れたところで、そこに居座ろうという習性が出てくると思います。このあたりを踏まえると、70%あるからということでは済まないようになるかと思いますが、その辺はどうお考えになりますか。

計画管理課長 おっしゃるように、当然、今回も参考資料のところに、ちょっとごらんいただければと思いますが、一番最後の資料ですが、組成調査を行っております。3-6の18年度のごみの組成と、それから、モデル実施の地域でのごみの組成、可燃ごみ、不燃ごみに分けておりますけれども、要するに、可燃ごみにつきましては今後、これを減量化していくのは生ごみ自体をどうしていくかという問題、それから、不燃ごみにつきましてはやっぱりプラスチック類、容器包装もありますけれども、そういったプラスチックのごみ、それをどう減らしていくかということを見ると、これに対するリサイクルについて取り組まざるを得ないというような状況については私ども認識を持っております。したがって、いろいろ課題がございますけれども、容リプラ回収も将来的にはやっていかないといけない。そのためにはこれからそれぞれの課題の条件整備をしていかなければならないということで、このような方向性の案を示させていただいたところです。

委員 本当は、分別について皆さんがきちんと守っていただければ一番いいことですが、現実には缶の中に吸い殻を入れてしまったりという状況も、事実私自身見えています。ですから、そういう人のためにコストがどんどん高くなり、結局ごみの処理

というのは、家庭で仕分ける段階できちんと処理するということが、コストを安くするわけです。そのあたりを、もう少しきちんと皆さんにわかっている必要もあり、啓発事業の必要性や、単純に現在の事業の転換を行うだけでなく、きちんとした教育課程の中で教えていくシステムも考えておいていただきたいと思います。

それから、前回は質問しているのですが、ペットボトルについて言えば、店頭回収の箇所がふえているのに回収量が減っているという状況について、分析は後で行うということの答弁でしたが、現実に店頭を持っていかなくても資源として別なところで回収されているというような裏づけみたいなものはわかったのでしょうか。

計画管理課長 前回ご指摘をいただきまして、確定的にこうだと言い切れるかどうかはわからないんですが、私どもの考えるところでは、従前、私どもの新パイロットプラン、平成14年から実施をしております、それから、モデル実施で先行しておりますが、新資源回収事業と、毎週、資源回収を行っていくというような体制をとっております関係で、行政回収が徹底されて、集積所にペットボトルを出す人がふえているという状況はあろうかと思えます。実際にも回収量自体がふえてきているということがその裏づけになっているのかなと思えます。

それから、これは豊島区だけではありません。23区がこの平成20年の10月に向けて、既にペットボトルの回収をこれまで余り実施されていないところでもすべて、この23区では回収をするという体制をとりつつありますので、逆に店頭で家庭ごみの受け入れを拒否するような対応がある場合があり、そういったことも影響しているのかなというふうに思っております。

また、量的なところではもう一方、そういったこととはかかわりなく、ペットボトルの改良によりまして軽量化が図られて、量としては変わらないかもしれないけれども、重さ的に比べると、これは重さで表示しておりますので、重さとしては減ってきていると、そういった事情が影響しているのではないかと、今現在のところは考えているところでございます。

委員 まだありますが、ほかの方がいらっしゃるでしょうから。一応これで置いておきます。

委員 すみません、意見が一つと質問が一つです。意見の方は先ほどもご質問にありましたけれども、品目を増やすとわかりにくくなる云々という意見がございますけれども、私は千葉の我孫子市というところに住んでいます。千葉の北西部、柏、我孫子、松戸というのは昔から分別品目が多いところでして、平常でも16品目ぐらい分けていますが、特に問題ない現状です。多品目の分別をできないことはないということ、まず一つ申し上げておきます。むしろ私は、東京を見ていますと、何でこんなに分別品目が少なくていいのだろうと思うぐらいです。

もう1点、これは質問ですけれども、独自ルートと指定法人ルートの比較のところですが、独自ルートの場合に、この再商品化事業者を選ぶときにはどういう選び方をし

ているのでしょうか。

計画管理課長 よろしいでしょうか。私どもは、ちょっとここにも記載があるんですが、3ページのところに記載をしております、従前から、これは収集所に朝一番、回収の容器を設置する。それから、収集運搬し、業者さんがみずから資源化までやる。そこまでを一括して特定の業者さんをお願いしていますので、対応できるような業者さんの中から選んで契約をしているということでございます。

委員 必ずしも、私は指定法人ルートに移行するということが正しいわけではないと思っています。私がそのような発言を以前にしたのは、単純に燃やすよりはもう少しリサイクルできるようなシステムがあるのであれば、そのような手法を使った方がいいのではないか、ということです。指定法人ルートの欠点は、全部入札で決まってしまうので、こちらが意図したりサイクルの方向に行くとは限らないということがあります。少々高くても、せっかく分けたのであれば、マテリアルに回してほしいと思っても、入札で安い方に落ちてしまうという欠点があります。その点、独自ルートというのは行き先を選べるというメリットもございます。適切なルートを選ぶのも難しいのですが、よく考えて決めていった方がいいのではないかと私は思います。

委員 すみません、ちょっと容リプラ回収における課題と方向性というところで質問したいのですが、私も先程らいのご意見のとおり、品目を増やすとわかりにくくなるので、現行を徹底する方がよいという、70%の意見を、即取り組まないという理由づけにされている部分に関しては、私たちも区民として30年近くりサイクルを徐々に定着させてきているという経過があるわけですから、私は本気で区が取り組むという姿勢を示せば、大変なことだとは思いますが、増やすことも可能だろうと思います。

そのため、課題のところの項目の起こし方との関係で、最終的に区はどうしたいのかという部分がよくわからないのです。短期的な対応ということでは、来年度は新資源回収を徹底するというので、これはサーマルリサイクルで燃やしていきますよということ。それから、資源回収に関しては週2回やるということ徹底していくのだろうというふうに思いますけれども、中期的な対応、長期的な対応というところで、どのくらいの年数のスパンで考えているのか、もう少し説明していただきたいと思います。

それから、もう一つ、容リプラ回収導入による環境負荷を改めて検証するという表現がありますが、これは具体的にどういうことなのか、以上2点についてお願いします。

計画管理課長 まず1点目ですが、これは短期的、中期的、長期的な対応ということで分けさせていただいておりますが、この新たな一般廃棄物処理基本計画が15年ということなので、5年程度のサイクルで分けさせていただいております。

それで、区の考えていることがわからないということでございますけれども、来年の10月から新資源回収ということなので、それについては徹底して分別回収を行ってきて、実際のところ、モデル実施ではある程度の40%ぐらいの増加率がありますの

で、それ以上の回収を図っていきたいというふうに考えております。ただし、その後について、指定法人ルートをとるかどうかが、実際のところ、今後、品目を増やせばそうとらざるを得ないわけですけれども、そういったことについても、かなりハードルが高い条件整備もございます。保管施設の確保、それから、予算的な問題、そういったことをクリアして次の段階に進んでいきたいと思っております。

それから、2点目、新たな環境負荷を改めて検証するという中身なんですが、先ほどの色刷りの資料の4ページをごらんいただければと思います。ごめんなさい、3ページのデータ、右側の下の方をごらんいただければと思います。先ほど、委員の方からメリット・デメリットの話で、指定法人ルートになった場合に、必ずしも入札したところがマテリアルリサイクルをするとは限らないというようなご指摘がありました。実際のところ、これは18年度統計、ちょっと載せていただいておりますが、一番下にリサイクル手法別の再商品化量ということで、18年度、マテリアルリサイクルの34.6%、ケミカルリサイクルが65.4%ということで、かなりの部分がケミカルリサイクルの方に回されている。これは油とか高炉還元剤、ガス、こういった化学原料につくられているわけですが、具体的にこういった手法が、例えばCO₂の排出の関係からいって、どの程度の環境負荷を与えるのか、私どもがちょっと目にしていないかもしれませんが、そういった数字自体が余り一般的なものとして公表されておりません関係から、これについては今後、具体的にこういった環境負荷の問題が出てくるのか、改めて検討させていただきたいと思っております。

委員 環境負荷を改めて検証するという部分に関しては、資料を見ただけではよくわかりません。今日はともかくとしても、できればこの資料に関しては、きちんにご説明いただければありがたいと思っております。

それで、これは昨年の12月8日付の朝日新聞の夕刊で、容器包装プラ分別が10区で、13区は大半が焼却すると載っていました。10区に関しては、20年度に廃プラのサーマルリサイクルとあわせて、容リプラ回収を行うということです。時期的には、廃プラのサーマルリサイクルをやる中で、極力資源を循環するというので一緒に容リプラ回収を導入するというような流れになっているのだろうと思います。この容器包装リサイクル法自体には大変たくさん問題があって、特にペットボトルなんかはこの間の経過を見ても、事業者責任というか、発生させている大もとの部分の負担は大幅に減っていて、自治体の負担が多くなったり、保管場所がないとか、様々な理由づけで、最終的には全部燃やしちゃいましょうというような流れですが、そういう流れでいいのだろうかというような問題提起がこの朝日新聞の中でもされています。

それこそ何でも燃やせばよい、というような感じで、廃プラをやるわけですけれども、こういう経過の中でこそ、いかに資源化を進めるか、それから、意識改革を進めるか、また、区が資源回収の徹底を新しい方式として事業として取り組むか、こういうとき

にやはり一つのきっかけとして、私は当然やるべきだろうと思います。先ほど5年のスパンというなお話をされていましたが、これから新しい方向づけを行って、2年、3年という一定の期間をかけながら進めて、みんな燃やしていいのだというような意識になり、その上で新たにまた容器包装の回収を行うというふうになってくると、私は区民にとっても意識改革はなかなかしにくいのではないかなと思います。

そういう点では、いろんな理由づけをされていますけれども、最終的にお金の問題が一番多いのだろうと思います。ただ、この問題というのは豊島区だけが抱えているわけではなくて、23区もそうだし、ほかの自治体もそうだと思いますので、そういうようなところと力をあわせて国のかかわり方、例えば国の補助金を増やしていくとか、あるいは法律の中身を変えさせていくとかというように、きちんと意見を上げていくことが必要なのではないかと思っています。

それと、あわせてペットボトルの店頭回収についてですが、課題と方向性ということで、店頭回収を廃止するというふうになっています。確かに、何でもかんでもコンビニにごみ箱があるから持っていくという傾向もあり、そういうこと自体は正しいとは思いませんし、それから、コンビニとの関係でいえば、事業系のごみで出せばそれだけまた負担が増えるとか、色々な状況の中でコンビニももう嫌だと思われる部分もあるかもしれません。しかし、店頭回収の利点というのは、今、家の中にためておくのに限界があるから、あそこに持っていけば回収をしてもらえるのだと、そういう点では常設をされているという、リサイクルをする上での利点として、大事な部分がコンビニなりスーパーなりとの連携の中で進められてきているのだろうと思います。

今もっと進めなければいけない、それから、温暖化の問題をはじめ、総合的に環境問題が出されているときに、何で店頭回収をやめていってしまうのかというような点での疑問があります。

それから、すみません、もう1点。生ごみの処理活用についてですが、これは今の議論とは別の方がよろしいですか。

会長 後でやります。

委員 すみません、それでは、生ごみについてはやめます。

会長 容リプラ回収における課題と方向性の、方向性の案で出ているものについての議論を、まずしていただきたいと思います。その他、地域で活動されている委員の方等もいらっしゃると思いますが、ご意見ございましたらお願いします。それから、公募委員の方々も区民、主婦の立場から、いろんな立場からのご意見をちょうだいしたいと思いますので、ご意見いただければと思います。

委員 ごみを出す住民の方から少しお尋ねしたいのですが、資源回収を徹底するという意味では、このモデル実施地域のごみの組成、資料の3 - 6の6ページになりますが、この不燃ごみの組成を見ますと、モデル実施前が不燃ごみの中に資源・可燃ごみ

が両方合わせて25%ぐらいあります。それがモデル実施後の組成では、燃やすごみと資源がかれこれ50%近くと、倍以上にふえています。これは収集方法が変わったための一時的な現象なのでしょうか。

それとも、アンケートによりますと、新たな分け方・出し方の理解度、「よく分かった」が41%、「大体分かった」52%、恐らくこれで大体93%になります。それにモデル事業への協力度、「きちんと分けている」が71.3%、「だいたい分けている」が23.4%と、これも94~95%になっているはずなのですが、こういう状況はどう分析されておられるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。計画管理課長 このごみの組成なんです。まず、地域的に限定されたということもありまして、かなりサンプル数が少ない、この調査で、資源となるべきものがやや多く含まれているというのは、少し偏りがあるかなとは思いますが、ただ、先ほども言いましたように、不燃ごみにつきましては相当量的に20%程度に減っております。したがって、まざり込んでいるこの資源回収の対象になるものも量的には減っているんですが、総体としての量がかかなり減っているものですから、パーセントとしてはこのように多くなっている感じです。

したがって、こちらの方に先ほど資料3-5のところの一番後ろに、16ページになりますけれども、不燃ごみのところで実際的にはこれだけの量的な違いがありまして、資源の対象になるものも量的には少なく、全体的には少なくなっているんですが、全体としての量がかかなり極端に減っているものから、それが目立ってきた。したがって、今後これについても、やっぱり新資源回収事業の本格実施に当たりましては大きな課題になりますので、分別の徹底を今後していかなければならないと思っております。

委員 ありがとうございます。

会長 それでは、予定の時間が参りましたが、今のところ、課題の部分と方向性の部分でつけ加える部分としては、恐らく最初出ましたように、汚れ、異物、分別の徹底に関しての周知が必要だという課題がまず出ていたと思います。これは後ほどリデュース・リユースのところにも出てきますが、啓発の問題など、もちろん排出段階できちんとすることがコストの低減につながりますということだと思います。

それと、もう一つ、安易なサーマルは望ましくないということもあったと思いますが、これはそのために独自処理の場合に業者を選んで、サーマルになるべく流さない措置ができるように、指定法人だとなかなか難しいだろうということだと思います。そういった課題の部分で、ほかにもご意見があったと思いますが、それも含めて事務局の方でまとめていただくということでもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。事務局の方でどうですか。

計画管理課長 そういうことで、まとめさせていただきたいと思っております。

会長 既に、ペットボトルの議論も出ておりますけれども、続きまして、次の部分に行

きたいと思います。ペットボトルの店頭回収事業に関して、これをいかにするかということでございますが、資料の次の6ページ、7ページのペットボトルの店頭回収の取り扱いになります。これについての課題と方向性、これも7ページに(案)と書いておまして、課題と方向性が出ておりますが、これに関して一括して審議をお願いしたいんですが、既に今までの議論で、こちらに一部入っておりますが、これは反対というご意見もありました。それも含めて、その他議論がございましたらお願いいたします。

委員 私も反対というか、物事のシステムをつくるときに、何でもかんでも一本化するというのは危ないのではないかという気がします。少しはこういう逃げ道と申しますか、ほかの方法というのをつくっておくというのが大事だと思いますので、やはりこのペットボトルとか白色トレイなどの店頭回収というのは残しておいた方がいいのではないかという気がします。

実際、自分が暮らしていても、ちょっと家にたまり過ぎた瓶・缶・ペットボトルを、スーパーなどに受け取ってもらうというのは非常に役に立つ、便利なものですので、やっぱり店頭回収はあっていいのかなと思います。

あともう一つは、小売りの事業者さんは負担だというふうにおっしゃりますが、そもそも自分が売ったものなのですから、少しは自分の目の前でゴミを扱うようなことをしてもいいのではないかという気がします。

会長 事務局の方、何かございますか。今のところお二方から反対という方向が出ておるようですが。

計画管理課長 ペットボトルにつきましても、今後、毎週集積所での回収をしていく体制をつくっていく。その後、それによって実際のところ店頭回収の使われ方、今委員からの一つの例もご提示いただきましたけれども、実際の排出状況も含めて、あと実態把握をしなければいけないとは思っています。そういうことも含めまして、私も行政回収を充実させていくということから、一方では店頭につきましても事業者責任でやってもらいたいというようなことからこの案を提出させていただきましたけれども、その実際の状況を踏まえまして検討をしていきたいと思っております。

会長 折衷案と言ったら変ですが、方向性の中で、区によるペットボトルの店頭回収を廃止する、ということで、自主的に店頭回収はやっていただいた方が私はいいと思います。というのは、委員がおっしゃったように、最終方法については多様な部分が残った方がよろしいと考えられます。利便性という面もありますし、それから、回収の能率性とか、そういうことを考えて、能率的に言うと、1方法として一つあると思いますが、利便性ということからすると、回収方法が多様であった方がよろしいのではないかというのが意見としてあります。

ただ、この方向性の一番の大きなところは、多分自己処理責任というのを出していて、処理に区の経費が非常にかかっているというところだと思います。ですから、方

向性の部分は「区による」というところが多分メインだと思うので、ペットボトルの店頭回収を、というところではなくて、メインは「区による」という事だと思います。そういうふうに理解していただければと思いますが、それも含めてご意見ございましたらお願いします。

委員 まず、利便性を有効にしていきますと費用がかかってくるわけです。私が一番、行政のうまくないやり方だと思うのは、知らないうちに消していこうという方向をいつも考えてしまうということです。

例えば、これはペットボトルではないのですが、牛乳のパックのときがそうでした。豊島区は色々な団体をお願いをして牛乳パックを集めていました。ところが、それを一つも連絡なしで4年、5年たつうちに一切やめました。このようなことが、ペットボトルの場合でも起こり得る可能性があるわけです。

私たちは各自宅でペットボトルを、5本も10本も置くというのはなかなか難しいのです。ですから、コンビニなりスーパーなりに置きに行ったり、週1回、2回分別していくのですけれども、逆にもっと明確にしていけば、消費者はいろんな場所で処分できると思います。色々なところで処分をしていった方がより丁寧になると思います。色々なところで捨てる雑になると言いますが、逆にいろんなところで捨てられるからこそ丁寧にする、そういう発想もやはり持つべきだというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

委員 このペットボトルの店頭回収ですが、これはたしかルール3という枠組みの中で始まったものだと思います。暫定的に回収しましょうと、事業者は本来みずから資源化してもらわなければならないわけですが、なかなか手が見つからないので、暫定的に都が回収しましょう、というようなことで始まったものではないかと思えます。

それで、実際に隣の埼玉県でも、ほかの市町村でも、店頭のものはどこも集めていないわけです。同じセブン・イレブンでも、埼玉県では埼玉県のセブン・イレブンが、自らの費用でそれを資源化しているわけです。ですから、どうも役所の方はその辺の意図があるのではないかなというふうに思った次第です。

とにかく事業者責任という形に戻すというのも、必要ではないかなというふうに思います。

委員 同じ意見ですが、この2,000万円というのは収集運搬費であり、処理費は発生しないで都の施設に入れるのではないかと思います。

先ほどの方と一緒にあって、少しおせっかいですが、覚えていただきたい点として、資源の有効性と価格というのは著しく変化しています。今までごみ同然だったものが、これを年数で見ますと、13年から載っていますけれども、13年と18年でペットボトルは圧縮した状態なのか、ばらなのか、それともフレークにするのかどうなのかということがあります。参考までに言いますと、フレークにして原料化しますと、1キロあたり最低90円で売れます。それで、圧縮した梱包であっても、大体今30円

から35円で売却できます。そうすると、これは事業として収集運搬の能率によりませんが、十分に成り立つわけです。ペットボトルのリサイクルも、こういう時代になってきています。

そうしますと、役所としてはそういう実態は見ませんから、事業者として見ればだれかがやるというようなことは言えると思います。古紙関係も含めまして、缶・瓶はどうにもなりません、非常な高騰だというのは皆さん新聞でご存じだと思います。その状況の中で売り買いされ、相場が決まり、そして国内で使用するか、国外へ出すかという問題になり、役所の場合は二の足を踏みますが、国外にもし出なかつたらば使い切れない状況だと思います。

ペットの場合は工場が国内に乱立したため、原料が集まりません。大規模な工場が幾つもできましたし、大メーカーも附属工場をつくったわけですが、原料の奪い合いの状況になりました。ここに中国を本拠地とする東南アジアのバイヤーもどんどん入りますから、荷がなくなってしまいます。そのために、次々倒産し始めたという現状です。

そうすると非常に不安定かということ、ペットそのものに関する長期的見方、これは古紙もそうですが、もちろん波はあると思いますが、アジアだけみても需要というものはかなりの長い期間ふえ続けます。このような状況を見込んで皆さんがやるわけですが、そういう視点で見ると、費用の問題もありますが、これを一概にやめなくてもと思います。今までのルートでやれば、これはやめた方がいいよということになるんですけれども、そうでなければ、何とかなるのかなという気もします。

委員 ちょっと補足させてもらいますけれども、恐らく区が回収しないと行って、ごみ箱やペットの入れ物を撤去することはないと思います。やはり事業者責任としてそれは置いて、自社独自のルートで流すようになると思います。先ほど さんがお話ししましたように、フレークにすれば90円になるのであれば、グループで集めて、それを資源化しようというような動きも出てくると思います。あるいはそこまでやらなくても圧縮するだけでも、プラスマイナスゼロに片づくのであれば、自分たちがやっていこうという動きは出てくるような気もします。

以上です。

会長 ご意見ございました賛否両論というか、「区による」というところが多分この方向性の部分のメインで、今も拡大生産者責任という議論もありましたが、その流れでペットボトルについては事業者の方でやってもらうという方向性を、認識しての方向性の案だと思うのですが、この点について事務局の方、いかがでしょうか。ご意見としては正反対のご議論がございましたけれども。

委員 今、意見をいただきましたとおりでございます、今の実態として、こうした店頭回収にかかるコストを、区民の皆さんの税金で、果たして負担をし続けていいのかどうかということが、まず一つ大きな問題意識として持っているということでございます。

ます。使われ方についてのご意見がさまざまございましたので、私どもといたしましても、こうした大きな方針を仮にいただいたということで、各業界の方々とお話しする際には、先ほど来出ておりますように、今後ともそのシステムを継続したいというご要望等、あるいは地域でそうしたお話を承っているということをごコンビニさん等からお話があれば、システムを継続できるような支援等についても、考えていかなければならないというふうなことは認識をしております。

会長 方向性の部分の表現ですが、廃止するというのは非常にきつく聞こえる表現ですので、内容的には区による部分を見直すという意味だと思っておりますので、そういうふうに表現の変更をお願いしたいと思います。

他に何かございますか。

委員 既にまとめに入ったという形ですが、いきなり区による店頭回収を廃止するというと、区が清掃に関して縮小してしまうのではないかとイメージを区民の方は持たれるのではないかと思います。今、事業者の方から現場のいろいろ詳しいお話があった中で、初めて理解できたところもありますし、本来的には事業者がやるべきで、実際にそのような方向性が見込めるということもあるので、そのことをきちんと説明した上で区による店頭回収は廃止する、というような丁寧な説明がないと誤解を生むのではないかと思いますので、もし廃止という方向性をしっかりと見出す場合には、その辺の説明を丁寧をお願いしたいと思います。

会長 今出ました表現も踏まえまして、事務局の方ではまとめていただけたと思います。少なくとも廃止という言い方は非常にきつく聞こえてしまって、ペットボトルの店頭回収だけなくなってしまうのかというイメージを受けますので、この部分はもう少し慎重な表現が必要だと思っております。そういう形をお願いしたいと思います。

それでは、時間も押してまいりましたので、3点目の重要な案件でございますので、リデュース・リユース事業に入りたいと思います。これに関しましては、資料3-3の8ページから11ページまでの部分でございます。リデュース・リユースというのは循環型社会の構築の場合、最も優先されるべき事項でございますが、政策を実施する場合、非常に困難な面もございます。そのような中で豊島区が行っている現状の普及・啓発事業については、8ページにあるとおりです。これを継続するとともに、新規の事業として9ページに、平成19年度新規に書かれているものを始めるということがございます。

それから、10ページの拡大生産者責任、これは先ほどもありましたように、ペットボトルの店頭回収のお話でもありましたように、循環型社会の基本としては、拡大生産者責任というのは重要な概念としてあると思われまます。これは非常に理想的な状況ではあります、なかなかそういったリサイクルルートやリユースの仕組みが整わないという現状であり、行政の役割は非常に重要だという認識があると思っております。

その上で今出ましたように、11ページに課題と方向性が(案)としてまとめられて

おります。この件に関しましてご意見をお願いしたいと思います。内容的には発生抑制の啓発を中心とした取り組みがここに書かれておりますけれども、これは先ほどの容リプラ回収の課題の中でも、排出段階での分別徹底というのが非常に重要だというご指摘がございました。それとも絡むと思いますので、非常に重要な論点だと思います。具体的な事業のアイデア等、幅広くご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員 先ほども 委員の方から、子どものころからというお話がありましたけれども、ここに小学校との連携ということでポスター募集とか、子ども向けパンフレットということで載っています。しかしどうしてもポスターを描くだけであったり、また工場見学等にしても、子どもたちは清掃工場へ来ても、実際「どうぞ分別してください」と言ったとき、ほとんどの子ができないのではないかなというような感じがします。小さいころからの習慣というか、そういうものが非常に大事であり、例えばヨーロッパの方では授業中、実際にその物を子どもたちに持たせて、いろんな分別の場所をつくり、その場で分別をするということを徹底的に教えています。やっぱりそのようなことを総合学習とか、いろんな授業を通して現実に即した教育として、もう少し力を入れていく事が必要なのではないかと前から思っていました。ぜひそこら辺も検討していただきたいなというふうに思います。意見として申し上げます。

委員 リユース食器のことに関しまして、地域では運動会、お祭り、いろんな行事がたくさんございますが、そのときに使うトレーなんかは結構な数がいります。平成20年の1月に区民ひろば清和でモデル実施を行っているということですが、どのようになされたのか、教えていただければと思います。

計画管理課長 この事業につきましては大変対応をしていただく場所と、それから、人の問題が非常に大変でございまして、民間にかなり当たりをつけたんですが、結果として人の問題と場所の問題がありまして、最終的には区有施設の中で、ちょっと場所が確保できて、職員がかなり積極的なご協力をいただけるようなところということで、区民ひろば清和に落ち着いたということでございます。

こちらの方ではモデル実施、当面、これは最初モデル実施1カ所だけでございますので、まず区民ひろばの利用、それ自体のところでの事業で活用できる、あるいは近隣の町会等のお祭り等を含めたところで、だんだん広げてまいりたいと思っております。全体として、この場所だけに限らず、もっと適地がほかにあれば、東方、西方の方にもこういう場所を設けて、この事業としてはある程度、定着をさせたいと考えております。

こちらの方で物を置くのは洗浄器と食器、そこで自動的に洗浄してもらって、これは申し込み受付についてどういう対応をしていくか、私どもが受付窓口になるケースもあるかと思っておりますので、状況に応じてその受付窓口を設けまして、これを拠点としてさまざまな行事に使っていくというように、利用を広げていければ、と今考えている

ところでございます。

委員 確かにこのような使い回しをしていくということは、使い捨てと違って資源の節減にはなると思いますが、水とか洗剤とか、使うようにもなります。私も、子ども会などの去年のわんぱくまつりでは1,000食のカレーライスをつくって、皆さんに100円で提供しましたが、やはりどうしても使い捨てのものを使うようになってしまいます。もし、リユースを考えるのであれば、マイスプーンだとか、マイはしだとか、マイお皿とか、マイおわんだとかを、持ってきてもらうようなことも必要なことというふうに思います。こういう青少年育成活動、例えばボーイスカウトなんかの場合は自分の食器を持っていき、キャンプなどで水が余り使えないときは、トイレトペーパーで油などを取ったりしますので、ほとんど水を使わないでも次に自分がそれを使うというようなことを行っています。ご参考までに、環境に対する負荷というものは広い意味で考えていかななくてはいけないと思っております。

以上です。

計画管理課長 具体的に言えませんでしたけれども、この区民ひろば清和ではマグカップが300、それから、どんぶりですけども、これが300、大皿が200、小皿200、はしが300、スプーンが50と、こういう規模でございます。

委員 8ページに書いてあります、生ごみの処理機活用支援事業についてお尋ねしたいのですが、かつてコンポストということで、かなり区の方も積極的に進めていました。ただ、実際にはなかなか普及は厳しいかなというふうに思っていたのですが、ここに書いてある実績というのは取り組んで以降の台数なのでしょうか。それから、19年度廃止して、購入費の助成事業ということですが、この辺の経過、それから、19年度は100万円が予算化をされていますが、現実的には10件となると15万ぐらいになるのでしょうか。そこら辺の取り組み方を教えていただければと思います。

エコライフ課長 生ごみ処理機のあっせん事業ですが、こちらの方は18年度の実績ということで、18年度5台という実績でございます。コンポストにつきましては始めた当初はかなり申し込みがあったのですが、ここ数年は1けた台ということで、そちらの方は廃止しまして、今年度の10月からですが、あっせんではなく、助成という形で、1台当たり購入経費2分の1、1万5,000円以内ということで助成の支援事業を始めております。

ただ、確かに予算としては100台分の予算をとっておりますが、10月からの申し込みで、12月現在10件でございます。これ以降も第2回ということで、今現在受け付けはしておりますが、なかなか件数が伸びない現状で、ホームページ等で申込書の添付なども行っております。また広報を行ったり、電気の小売業の組合さんの方にもお願いしているところですが、なかなか件数が伸びないという状況でございます。来年以降は申し込み期間の設定や、PRの仕方なども検討し直したいと思っております。

委員 私も全部ごみで出している方なので、大きいことは言えないのですが、マンションに住んでいて、コンポストというのは、やはり無理があるなという思いがありました。今回の電動のというのは、いわゆる都市型の住宅でこういうものが活用できるようなものになっているのでしょうか。

エコライフ課長 今回の助成の対象の機種はコンポストとは違いまして、いわゆる乾燥させたり、あと、パイオ型といいまして、微生物で処理したもので、特に乾燥型などは、ごみが7分の1ぐらいに少なくなるということで、マンション等でも以前のコンポストと違って利用はできるもの、そういったものでございます。

委員 きちんと記憶していないのですが、学校の生ごみなんかを豚のえさにするために、生ごみ以外は絶対混入させてはならないとか、そのような取り組みもあったと記憶していますが、そこら辺は現在どうなっているのでしょうか。

計画管理課長 区有施設、特に小・中学校の給食の生ごみですね、そちらについては現在も区の私どもの方で収集をいたしまして、現在のところは「豊有機」という改良土といいますが、肥料といいますが、そういったものにリサイクルをしております。ただ、今後につきましては、この「豊有機」とあわせて一部モデル的に今後やっていきたいと考えておりますのは、バイオによる発電、生ごみによる発電等についてもあわせて実施をする方向で検討してまいりたいと思っております。

委員 わかりました。できれば、そういう実態は入れておいていただければありがたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

会長 それでは、大分時間が押してまいりまして申しわけございません。ほかにもご意見あるかと思いますが、今まで出ました部分については少なくとも意見を踏まえまして、事務局にまとめていただきたいと思っております。方向性としましては、短期、中期、長期で、この流れでよろしいかと思っております。

続きまして、集団回収に関しましてご審議をお願いしたいと思っております。第1回目の資料にもありましたように、集団回収は豊島区において歴史が長く、昭和47年から実施していると聞いており、町会さんを主体にして積極的に集団回収が行われております。大変すばらしいと思っておりますが、この事業に関しましても、時代の変化で副都心としてまちが変わっていく中で、課題が山積していっていると聞いております。12ページにその推移が書かれております。12ページの推移を踏まえまして、事務局の方でまた(案)としてまとめていただきましたが、13ページに課題と方向性が書かれております。担い手が足りなくなっているというのは恐らく一番の問題かと思っておりますが、この件に関しましてご審議いただきたいと思っております。

課題やコメント等、実際に活動されている方もおられるかと思っておりますが、そういったことも含めましていただきたいと思っております。

委員 短期的な対応というところで、マンションを対象とした事業を実施するとあります。短期的対応ですから、イメージも持っていらっしゃると思うのですが、ごみの問

題とマンションという、今までマンション住民、特に単身世帯の多いマンションのマナーの悪さばかりがクローズアップされて、その議論ばかりだったと思います。豊島区は政策的にファミリーマンションを増やしてきたというようなこともあって、ある程度まとまったファミリーマンションについては、逆に安定的な資源がちゃんと確保できるというような、そういった期待もできると思いますし、ほとんどが管理人さんがいて、まとめてきちんと出せるというような状況になっていると思いますので、ここを担い手の一つとして今後考えていくというのは非常に有効なことではないかなと思っております。

そうすると、それぞれのマンションと区との連絡というか、ルートというのをしっかり持っておく必要があると思いますが、そういった取り組みについては、今はどのように進められているのでしょうか。

計画管理課長 マンション等につきましては、特に大型のマンションについては管理人さんがいらっしゃって、独自の集積所もあって、地域の集積所は使っていないという状況でございますので、今のところは収集運搬に際してその当該マンションとの連絡調整を行っておりますが、具体的に集団回収でお話を申し上げるということは、これまで余りございませんでした。ただし、実際のところマンション住民が増えていて、町会とあまり交流がないというようなこともございましたが、中にはマンションと町会が連携して集団回収ということに取り組んでいる事例もございまして、そういった先例を踏まえまして、マンションが独自に集団回収をやる、あるいはその町会と連携して集団回収をやっていくと、そういったことを推奨していくためにも、こういったマンションを対象とした集団回収事業というものを念頭に置いて、今後具体的な事業をしていきたいと思っております。

委員 この集団回収を直接やっている町会でございますけれども、集団回収を始めた当時、その回収した報奨金がかなりの金額だったわけです。それで、町会の運営資金にも相当プラスになりますので、各町会が熱心に集団回収を行ってきたわけですが、現在はかなり変わってきているように先ほどお話がございましたけれども、過去4、5年ぐらいまでは報奨金の金額がどんどん低下していってしましまして、町会では余り魅力がなくなってしまい、熱心に思わなくなってしまったという現実もあります。

それと同時に、回収の回数が月に1回ですとか2回ということもありますので、ご家庭では新聞、雑誌、そういったものを半月あるいは1月保管しておかなければならないのです。それを朝、回収場所に持っていくのは非常に重量もありますし、なかなか難しい状況でもあります。そのようなわけで、新聞その他は少しまとまれば、いわゆる一般廃棄物の集積所に資源ごみとして出してしまい、どんどん集団回収の回収量が低下してきたのが現実だと町会では理解しております。

いずれにしても、こういう資源回収ということは大変大切なので、もう一度町会に働きかけて、この回収を昔に戻していかなければならないと存じております。町連

の方ではどうでしょうか。

委員 いつもお世話になっております。町会連合会から参りました。

もう先ほど来、この課題について専門的、あるいは実績を踏まえたご提案等を聞いて、私どもも勉強しているわけですけれども、今、隣の春田委員さんからお話のように、地域によって多少差はあります。差はありますけれども、まだまだ集団回収に対しては魅力を持っていますから、これに対しては要望もあります。これは進めていくということで考えています。きょうの皆さん方のお話を伺って、勉強して、町会連合会の役員会等でこれをお知らせしていきたいなと思います。また、その中でいろんな案があれば伺って、将来こちらの委員会で発言をさせていただきます。

委員 今、町会の関係の方から、お話がありました。私どもの町会でも集団回収で、いわゆる古紙として新聞が一番多いのですが、50万というようなお金が入ってきましたが、このごろは20万台に下がってきております。とても不思議に思っているのは、今やっているのは、集団回収は古紙と、それから古布ですか、それに限定されているのです。

それで、私どもの方はみんな働き者のお母さんたちが缶も一生懸命集めてくれますが、缶はお金にならない。お金にならないだけじゃなくて、置いておくとホームレスの方が今一生懸命集めてしまい、せっかく積んでおいても持っていかれてしまうという悪循環です。やはり、たとえ幾らかでも、やっている人たちにメリットがあれば、新聞紙1枚でも一生懸命集めると思います。そして、家が狭いこともあり、捨てられると困るから、私もこの間かぎを預けられ、町会のリサイクル倉庫に古紙類をしまっておくようにしました。私も時間がないものですから、できるだけそこへ運ぶようにしています。新聞紙や雑誌、チラシなどを1月間置いておくのは大変なのです。実質的に新聞紙だけのものは単価が高くて、雑紙が入っていると安くなる。知らないで段ボールを出すと、その分を引かれてしまう、というのが集団回収の実態です。

やはり皆さんに意欲を出していただくために、別なところでは前からやっているという理由で、缶の回収によって缶のお金が入ってきているところがある。それはうちの方もやりたいと言っても、できないという話をしているところです。現実、効率的な回収ができるのであれば、何もそんなに高く買えとは言わないにしても、やはり相場に見合った、そして、それだけのコストが役所の方でも見合うものであるならば、もう少し考えてほしいということを、この場をかりて申し上げさせていただきます。町会で20万円というのは大変なものです。

委員 すみません、僕は今14ページ、一番最後のページを見ているのですが、今の集団回収の話聞いていて思ったのですが、気になるのが新資源回収事業の影響を精査すると書いてあるところです。要するに、行政収集を始めたらどっちにごみが行くんだという話が大事だと思うのです。3Rの取り組みのそれぞれの課題の横断的な戦略みたいなものが少し見えないなという気がします。とりあえずごみはたくさんあって、

リサイクルしなければいけないということで、短期的にはペットでも何でも集めて、燃やすなら燃やして、リサイクルするならするみたいなことをやっていくのは、それは同意しますが、中期または長期的には、やはりそれぞれの施策がリデュースなりリユースなり、本来、目指す方向に行くような連携みたいなものが、もう少し見えてこないといけないのかなと思います。

例えば乱暴なことを言うと、先ほどの店頭回収の話じゃないですけども、区による資源回収をやめてもいいわけですよ。資源回収は集団回収と事業者回収に任せることもあり得るわけです。そうすれば、面倒くさいので、物を買うのは控えようという方向に単純に向かうかどうかはわかりませんが、それぞれの施策がつながるといようなことが、少なくとも中期的、長期的なところでは見えてきた方がいいのではないかという気がします。

会長 僕から2点あって、集団回収に関してなんですけれども、事業の継続拡大を図ることであるとすれば、意見として出ました報奨金の問題ですが、これについては拡大を図ると言っておきながら報奨金を削っていくというのは非常に意味不明になりますので、この部分は考えてもいいのではないかという気がするのが1点。

もう1点は、担い手の問題があるということが多分大きな問題だと思いますが、一案としまして、豊島区の区内に幾つか大学があると思いますが、大学内のサークルで最近環境系のサークルが増えてきておりまして、そういった大学生を取り込んで集団回収のボランティア的な活動をしてもらい、その大学で単位を発行するとか、そういった連携が考えられるのではないかなというように思っております。担い手の問題としてそういう、若者と年配の方々の交流というのは非常に重要な課題で、地域のコミュニティの活性にもつながると思いますので、検討をいただけたらと思います。

一方で、リデュース・リユースの普及・啓発にもそれはかかわってきますので、こういった総合的な環境啓発につながると思いますので、ぜひ検討いただけたらと思います。

その他、ございましたらお願いします。時間的には迫っていますので、一、二名に限定させていただきたいと思います。

それから、最後の委員からもありました3Rの取り組みの方向性(案)として、今までの流れ、それから、これは全く同じものを表に直したものになっておりますが、実際、委員ご指摘のように、短期、中期ですれでも構わないとは思いますが、長期の部分が何か矛盾している気もします。それが確かに気になる場所ですので、その点についても最終的にはどういう方向に持っていくのだということからすると、これは国の方針の循環型社会形成推進基本法の流れからしますと、超長期的にはEPR、拡大生産者責任、回収に関しては民間がすべて行うとなっております。処理については行政がやるという形だと思います。ただ、それは時期尚早ですので、そこに行くまでの流れとしての国レベルでもそういったリサイクルの仕組みをつくっているというの

が現状だと思います。何かその超長期的な部分としての課題として、長期的にそのような方向へ持っていくのだという姿勢があった方がいいのではないかというふうには思います。いずれにしても、案の段階ですけれども、これはまた精査していただいて、矛盾のないようにつくっていただければと思いますが。

事務局の方、いかがでしょうか。今までの議論を踏まえましてもう一度検討いただければと思います。

では、一応審議としては資料を再確認していただきまして、今日出た議論以外にも、その他、後で気づいたということもあると思いますので、そういった質問、意見等ございましたら、事務局に言っていただければと思いますが、事務局の方、それでいかがでしょうか。

計画管理課長 本日、ちょっと言い忘れた点、あるいは後ほどお気づきの点がございましたら、来月中旬ぐらいまでで結構ですので、電話、文書、メール、どのような手段でも結構ですので、私どもの方、事務局の方にお伝えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

会長 それでは、審議の内容としては不十分とは思いますが、閉めさせていただきます。

次回の予定を含めまして、事務局からございましたらお願いいたします。

計画管理課長 次回でございます。3月27日の木曜日を予定しております。第4回目の審議会になりますが、このスケジュールのところにも載せさせていただきましたが、施設見学会を予定しております。見学先でございますが、中央防波堤にあります不燃ごみあるいは粗大ごみの処理施設、あるいは埋め立て処分場、それから、東京スーパーエコタウン、生ごみのリサイクルをやっている施設ですけれども、こういったところを視察を願いたいと思っております。

時間なんですけど、大体10時ごろから出かかまして、帰りが4時ぐらいになるかなと思っております。詳細につきましては追ってご案内をさせていただきますが、あわせて出欠の確認をとらせていただきたいと思いますと思っております。

委員 日程をお願いします。

計画管理課長 3月の27日木曜日10時からということで、帰りが4時ぐらいになるうかと思えます。3月27日木曜日の午前10時から。

それから、事務局からの連絡事項ですが、まだ、報酬をお受け取りになっていない委員の方、しばらくお席でお待ちいただきたいと思いますと思っております。

ご連絡は以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、平成19年度第3回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

(午後3時59分閉会)